

報告第2号

小金井市土地開発公社の経営状況について

小金井市土地開発公社の経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、別紙のように報告する。

平成27年2月23日提出

小金井市長 稲葉孝彦

小金井市土地開発公社の経営状況について

- 平成26年度小金井市土地開発公社変更事業計画（第1回）
- 平成26年度小金井市土地開発公社収入支出補正予算（第1回）
- 平成26年度小金井市土地開発公社変更資金計画（第1回）
- 平成27年度小金井市土地開発公社事業計画
- 平成27年度小金井市土地開発公社収入支出予算
- 平成27年度小金井市土地開発公社資金計画

平成26年度小金井市土地開発公社
変更事業計画（第1回）

(単位：千円)

事業名	変更前の額	変更後の額	比較
用地取得事業	790,182	60,680	△ 729,502

変更事業計画明細書（第1回）

(単位：㎡)

事業名	土地所在地	変更前の面積	変更後の面積	比較
小金井都市計画道路 3・4・8号線事業	小金井市東町 三丁目地内ほか	997.46	94.70	△ 902.76
小金井都市計画道路 3・4・12号線事業	小金井市緑町 五丁目地内	374.44	0.00	△ 374.44
小金井都市計画公園 (小長久保公園) 事業	小金井市本町 三丁目地内	134.57	0.00	△ -134.57
合計		1,506.47	94.70	△ 1,411.77

平成26年度小金井市土地開発公社収入支出補正予算（第1回）

平成26年度小金井市土地開発公社の収入支出補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（収入支出予算の補正）

第1条 収入支出予算の総額に、収入支出それぞれ744,230千円を減額し、収入支出予算の総額を収入支出それぞれ115,540千円と定める。

2 収入支出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の収入支出予算の金額は、「別表収入支出予算補正」による。

（短期借入金補正）

第2条 短期借入金の限度額は、729,502千円を減額し、短期借入金の限度額を60,680千円とする。

別表 収入支出予算補正

収入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収益		2,385	0	2,385
	1 公有地取得事業収益	0	0	0
	2 附帯等事業収益	2,385	0	2,385
2 借入金		790,182	△ 729,502	60,680
	1 借入金	790,182	△ 729,502	60,680
3 事業外収益		67,203	△ 14,728	52,475
	1 受取利息	15	△ 8	7
	2 雑収益	67,188	△ 14,720	52,468
収入合計		859,770	△ 744,230	115,540

支出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		559,664	△ 523,929	35,735
	1 公有地取得事業費	559,664	△ 523,929	35,735
2 販売費及び 一般管理費		33,605	△ 14,720	18,885
	1 販売費及び一般管理費	33,605	△ 14,720	18,885
3 償還金		0	0	0
	1 借入金償還金	0	0	0
4 事業外費用		33,582	0	33,582
	1 支払利息	33,582	0	33,582
5 補償費		230,518	△ 205,573	24,945
	1 補償費	230,518	△ 205,573	24,945
6 特別損失		2,400	△ 8	2,392
	1 その他の特別損失	2,400	△ 8	2,392
7 予備費		1	0	1
	1 予備費	1	0	1
支出合計		859,770	△ 744,230	115,540

収入支出補正予算第1回明細書

収入

(単位：千円)

款	項・目	節	補正前の額	補正額	計	備考
1 事業収益			2,385	0	2,385	
	1 公有地取得事業収益		0	0	0	
	1 公有用地売却収益	1 公有用地売却収益	0	0	0	
	2 附帯等事業収益		2,385	0	2,385	
	1 保有土地賃貸等収益	1 公有用地賃貸収益	2,385	0	2,385	
2 借入金			790,182	△ 729,502	60,680	
	1 借入金		790,182	△ 729,502	60,680	
	1 長期借入金		0	0	0	
	2 短期借入金		790,182	△ 729,502	60,680	
3 事業外収益			67,203	△ 14,728	52,475	
	1 受取利息	1 受取利息	15	△ 8	7	
	2 雑収益	1 雑収益	67,188	△ 14,720	52,468	
収入合計			859,770	△ 744,230	115,540	

支出

(単位：千円)

款	項・目	節	補正前の額	補正額	計	備考
1 事業費			559,664	△ 523,929	35,735	
	1 公有地取得事業費		559,664	△ 523,929	35,735	
	1 公有用地取得事業費	1 公有用地取得事業費	559,664	△ 523,929	35,735	
2 販売費及び一般管理費			33,605	△ 14,720	18,885	
	1 販売費及び一般管理費		33,605	△ 14,720	18,885	
		1 報酬	2,582	△ 148	2,434	
		2 法定福利費	334	△ 13	321	
		3 需用費	450	△ 360	90	
		4 役務費	2,089	△ 811	1,278	
		5 委託料	21,237	△ 13,177	8,060	
		6 使用料及び賃借料	116	△ 12	104	
		7 負担金、補助及び交付金	5	0	5	
		8 公租公課	6,786	△ 193	6,593	
		9 旅費	6	△ 6	0	
3 償還金			0	0	0	
	1 借入金償還金	1 借入元金	0	0	0	
4 事業外費用			33,582	0	33,582	
	1 支払利息	1 支払利息	33,582	0	33,582	
5 補償費			230,518	△ 205,573	24,945	
	1 補償費	1 補償費	230,518	△ 205,573	24,945	
6 特別損失			2,400	△ 8	2,392	
	1 その他の特別損失		2,400	△ 8	2,392	
	1 寄附金	1 寄附金	2,400	△ 8	2,392	
7 予備費			1	0	1	
	1 予備費	1 予備費	1	0	1	
支出合計			859,770	△ 744,230	115,540	

平成26年度小金井市土地開発公社
変更資金計画（第1回）

受入資金

(単位：千円)

区 分	変更前の額	変更後の額	比較
1 事業収益	2,385	2,385	0
2 借入金	790,182	60,680	△ 729,502
3 事業外収益	67,203	52,475	△ 14,728
合 計	859,770	115,540	△ 744,230

支払資金

(単位：千円)

区 分	変更前の額	変更後の額	比較
1 事業費	559,664	35,735	△ 523,929
2 販売費及び一般管理費	33,605	18,885	△ 14,720
3 償還金	0	0	0
4 事業外費用	33,582	33,582	0
5 補償費	230,518	24,945	△ 205,573
6 特別損失	2,400	2,392	△ 8
7 予備費	1	1	0
合 計	859,770	115,540	△ 744,230

(単位：千円)

差 引	0	0	0
-----	---	---	---

平成27年度小金井市
土地開発公社事業計画

事業名	事業費(千円)	備考
用地取得事業	785,838	都市施設に供する 公共用地先行取得

事業計画明細書

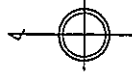
事業名	面積(m ²)	土地所在地
小金井都市計画道路 3・4・8号線事業	912.04	小金井市東町 三丁目地内ほか
小金井都市計画道路 3・4・12号線事業	374.44	小金井市緑町 五丁目地内
小金井都市計画公園 (小長久保公園)事業	133.73	小金井市本町 三丁目地内
合計	1,420.21	

小金井市全圖

小金井都市計画道路3・4・8号線事業用地

小金井都市計画道路3・4・12号線事業用地

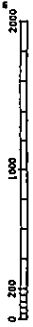
小金井都市計画公園(小長久保公園)事業用地



凡例

市界	———
町界	———
消防署	Y
駐在所	X
学校	△
神社	□
寺院	○
郵便局	◎
病院	⊙
工場	⊗
気象所	⊕
鉄道	———
河川	~~~~~
運路	———

1:20,000



小金井市

平成27年度小金井市土地開発公社収入支出予算

平成27年度小金井市土地開発公社の収入支出予算は、次に定めるところによる。

(収入支出予算)

第1条 収入支出予算の総額は、収入支出それぞれ852,958千円と定める。

2 収入支出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 収入支出予算」による。

(短期借入金)

第2条 短期借入金の限度額は、785,838千円と定める。

別表 収入支出予算

(収入)

(単位:千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
1事業収益		2,385	2,385	0
	1公有地取得事業収益	0	0	0
	2附帯等事業収益	2,385	2,385	0
2借入金		785,838	790,182	△ 4,344
	1借入金	785,838	790,182	△ 4,344
3事業外収益		64,735	67,203	△ 2,468
	1受取利息	15	15	0
	2雑収益	64,720	67,188	△ 2,468
収入合計		852,958	859,770	△ 6,812

(支出)

(単位:千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
1事業費		544,558	559,664	△ 15,106
	1公有地取得事業費	544,558	559,664	△ 15,106
2販売費及び 一般管理費		30,189	33,605	△ 3,416
	1販売費及び一般管理費	30,189	33,605	△ 3,416
3償還金		0	0	0
	1借入金償還金	0	0	0
4事業外費用		34,530	33,582	948
	1支払利息	34,530	33,582	948
5補償費		241,280	230,518	10,762
	1補償費	241,280	230,518	10,762
6特別損失		2,400	2,400	0
	1その他の特別損失	2,400	2,400	0
7予備費		1	1	0
	1予備費	1	1	0
支出合計		852,958	859,770	△ 6,812

收入支出予算明細書

(収入)

款	項	目	節	本年度予算額
1事業収益				2,385
	1公有地取得事業 収益			0
		1公有用地売却 収益		0
			1公有用地売却収益	0
	2附帯等事業収益			2,385
		1保有土地賃貸等 収益		2,385
			1公有用地賃貸収益	2,385
2借入金				785,838
	1借入金			785,838
		1借入金		785,838
			1長期借入金	0
			2短期借入金	785,838
3事業外収益				64,735
	1受取利息			15
		1受取利息		15
			1受取利息	15
	2雑収益			64,720
		1雑収益		64,720
			1雑収益	64,720
収入合計				852,958

(単位:千円)

前年度予算額	比較	説明
2,385	0	(売却収益事業)
0	0	平成27年度の売却はなし
0	0	
0	0	
2,385	0	(保有土地賃貸等収益事業)
2,385	0	1 まちづくり事業用地の一部
2,385	0	
790,182	△ 4,344	(借入対象事業)
790,182	△ 4,344	1 都市計画道路3・4・8号線事業用地
790,182	△ 4,344	2 都市計画道路3・4・12号線事業用地
0	0	3 都市計画公園(小長久保公園)事業用地
790,182	△ 4,344	
67,203	△ 2,468	定期預金等受取利息
15	0	
15	0	
15	0	
67,188	△ 2,468	小金井市事務事業費補助金等
67,188	△ 2,468	
67,188	△ 2,468	
859,770	△ 6,812	

(支出)

款	項	目	節	本年度予算額	
1 事業費				544,558	
	1 公有地取得 事業費			544,558	
		1 公有用地取得 事業費			544,558
				1 公有用地取得事業費	544,558
2 販売費及び 一般管理費				30,189	
	1 販売費及び一般 管理費			30,189	
		1 販売費及び 一般管理費			30,189
				1 報酬	2,594
				2 法定福利費	329
				3 需用費	423
				4 役務費	1,323
				5 委託料	18,811
				6 使用料及び賃借料	105
				7 負担金、補助及び交付金	5
				8 公租公課	6,593
	9 旅費	6			
3 償還金				0	
	1 借入金償還金			0	
		1 借入金償還金			0
				1 借入元金	0

(単位:千円)

前年度予算額	比較	説明
559,664	△ 15,106	(取得対象事業)
559,664	△ 15,106	1 都市計画道路3・4・8号線事業用地
559,664	△ 15,106	2 都市計画道路3・4・12号線事業用地
559,664	△ 15,106	3 都市計画公園(小長久保公園)事業用地
33,605	△ 3,416	
33,605	△ 3,416	
33,605	△ 3,416	
2,582	12	非常勤嘱託職員報酬、評議員会評議員報酬
334	△ 5	非常勤嘱託職員社会保険料
450	△ 27	消耗品費(収入印紙、事務用品)
2,089	△ 766	不動産鑑定手数料、切手代、振込手数料
21,237	△ 2,426	建物等調査委託料、補償金算定事務委託料、補償説明委託料等
116	△ 11	パーソナルコンピュータ借上料
5	0	東京都市町村土地開発公社連絡協議会負担金
6,786	△ 193	法人住民税 固定資産税・都市計画税
6	0	非常勤嘱託職員旅費
0	0	(元金償還対象事業)
0	0	平成27年度の元金償還はなし
0	0	
0	0	

款	項	目	節	本年度予算額
4 事業外費用				34,530
	1 支払利息			34,530
		1 支払利息		34,530
			1 支払利息	34,530
5 補償費				241,280
	1 補償費			241,280
		1 補償費		241,280
			1 補償費	241,280
6 特別損失				2,400
	1 その他の特別 損失			2,400
		1 寄附金		2,400
			1 寄附金	2,400
7 予備費				1
	1 予備費			1
		1 予備費		1
			1 予備費	1
支 出 合 計				852,958

(単位:千円)

前年度予算額	比較	説明
33,582	948	(支払利息対象事業)
33,582	948	<財源 利子補給金>
33,582	948	1 まちづくり側道用地等の一部
33,582	948	2 東小金井駅北口まちづくり事業用地
		3 都市計画道路3・4・8号線事業用地
230,518	10,762	(補償対象事業)
230,518	10,762	1 都市計画道路3・4・8号線事業用地
230,518	10,762	2 都市計画道路3・4・12号線事業用地
230,518	10,762	3 都市計画公園(小長久保公園)事業用地
2,400	0	まちづくり事業用地の一部賃貸に伴う収益事業費他
2,400	0	
2,400	0	
2,400	0	
1	0	
1	0	
1	0	
1	0	
859,770	△ 6,812	

平成27年度小金井市
土地開発公社資金計画

受入資金

区 分	金額(千円)
1 事業収益	2,385
2 借入金	785,838
3 事業外収益	64,735
合 計	852,958

支払資金

区 分	金額(千円)
1 事業費	544,558
2 販売費及び一般管理費	30,189
3 償還金	0
4 事業外費用	34,530
5 補償費	241,280
6 特別損失	2,400
7 予備費	1
合 計	852,958

差 引	0
-----	---

議案第24号

小金井市介護福祉条例の一部を改正する条例

小金井市介護福祉条例の一部を別紙のように改正する。

平成27年2月23日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

第6期介護保険事業計画策定に伴い、平成27年度から平成29年度までの介護保険料率を改定し、低所得者の介護保険料率の軽減について定めるとともに、介護予防・日常生活支援総合事業の実施を猶予するために必要な事項を定めるため、本案を提出するものであります。

小金井市介護福祉条例の一部を改正する条例

小金井市介護福祉条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第11条各号列記以外の部分中「平成24年度」を「平成27年度」に、「平成26年度」を「平成29年度」に改め、同条第1号中「25,900円」を「31,200円」に改め、同条第2号中「25,900円」を「40,500円」に改め、同条第3号中「43,200円」を「46,800円」に改め、同条第4号中「57,600円」を「54,600円」に改め、同条第13号中「141,100円」を「152,800円」に改め、同号を同条第15号とし、同号の前に次の1号を加える。

(14) 次のいずれかに該当する者 143,500円

ア 合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第11条第12号中「132,400円」を「134,100円」に改め、同号ア中「1,500万円」を「1,000万円」に、「2,000万円」を「1,500万円」に改め、同号イ中「部分を除く。」の次に「又は次号イ」を加え、同号を同条第13号とし、同条第11号中「123,800円」を「124,800円」に改め、同号ア中「1,000万円」を「750万円」に、「1,500万円」を「1,000万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ又は第14号イ」に改め、同号を同条第12号とし、同条第10号中「115,200円」を「109,200円」に改め、同号ア中「750万円」を「500万円」に、「1,000万円」を「750万円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第13号イ又は第14号イ」に改め、同号を同条第11号とし、同条第9号中「100,800円」を「99,800円」に改め、同号ア中「500万円」を「350万円」に、「750万円」を「500万円」に改め、同号イ中「第11号イ又は第12号イ」を「第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同号を同条第10号とし、同条第8号中「86,400円」を「93,600円」に改め、同号ア中「350万円」を「290万円」に、「500万円」を「350万円」に改め、同号イ中「、第10号イ」を削り、「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同号を同条第

9号とし、同条第7号中「79, 200円」を「90, 400円」に改め、同号ア中「350万円」を「290万円」に改め、同号イ中「、第9号イ」を削り、「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号中「72, 000円」を「79, 500円」に改め、同号ア中「125万円」を「120万円」に改め、同号イ中「、第8号イ」を削り、「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「64, 800円」を「73, 300円」に改め、同号ア中「125万円」を「120万円」に改め、同号イ中「、第7号イ」を削り、「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 62, 400円

第11条に次の1項を加える。

2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の保険料率は、同号の規定にかかわらず、28, 000円とする。

第13条第3項中「ハ」を「ニ」に、「もしくは第4号ロ又は第11条第5号イ、第6号イ」を「、第4号ロもしくは第5号ロ又は第11条第6号イ」に、「もしくは第12号イ」を「、第12号イ、第13号イもしくは第14号イ」に、「第4号まで」を「第5号まで」に、「第11条第5号から第12号」を「第11条第6号から第14号」に改める。

付則に次の1条を加える。

(介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置)

第7条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第14条第1項の規定により、法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、平成27年4月1日から平成28年9月30日までの間に行わず、その翌日から行うものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第11条に1項を加える改正規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第11条及び第13条の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第24号資料1

小金井市介護福祉条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(保険料率)</p> <p>第11条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>3</u> <u>1, 200円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>40, 500円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>46, 800円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>54, 600円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>62, 400円</u></p> <p>(6) 次のいずれかにかに該当する者 <u>73, 300円</u></p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が<u>120万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)</p> <p>(7) 次のいずれかにかに該当する者 <u>79, 500円</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第11条 平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>2</u> <u>5, 900円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>25, 900円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>43, 200円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>57, 600円</u></p> <p>(5) 次のいずれかにかに該当する者 <u>64, 800円</u></p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が<u>125万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)</p> <p>(6) 次のいずれかにかに該当する者 <u>72, 000円</u></p>	<p>保険料率適用年度の変更及び保険料率の改定</p>

ア 合計所得金額が120万円以上190万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたらば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 90,400円
ア 合計所得金額が190万円以上290万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたらば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 93,600円
ア 合計所得金額が290万円以上350万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたらば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

ア 合計所得金額が125万円以上190万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたらば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 79,200円
ア 合計所得金額が190万円以上350万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたらば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 86,400円
ア 合計所得金額が350万円以上500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたらば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

- (10) 次のいずれかに該当する者 99,800円
- ア 合計所得金額が350万円以上500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）
- (11) 次のいずれかに該当する者 109,200円
- ア 合計所得金額が500万円以上750万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）
- (12) 次のいずれかに該当する者 124,800円
- ア 合計所得金額が750万円以上1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第14号イに該当する者を除く。）
- (13) 次のいずれかに該当する者 134,100円
- ア 合計所得金額が1,000万円以上1,500万円

- (9) 次のいずれかに該当する者 100,800円
- ア 合計所得金額が500万円以上750万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）
- (10) 次のいずれかに該当する者 115,200円
- ア 合計所得金額が750万円以上1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。）
- (11) 次のいずれかに該当する者 123,800円
- ア 合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。）
- (12) 次のいずれかに該当する者 132,400円
- ア 合計所得金額が1,500万円以上2,000万円

未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 143, 500円

ア 合計所得金額が1, 500万円以上2, 000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(15) 前各号のいずれにも該当しない者 152, 800円

2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の保険料率は、同号の規定にかかわらず、28, 000円とする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があつた場合)

第13条 省略

2 省略

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至つた者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、ロもしくは三、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロもしくは第5号ロ又は第11条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イもしくは第14号イに該当

未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 141, 100円

低所得者への
軽減額の
規定

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があつた場合)

第13条 省略

2 省略

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至つた者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、ロもしくはハ、第2号ロ、第3号ロもしくは第4号ロ又は第11条第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イもしくは第12号イに該当するに至つた第1号被保険

適用条項の
変更

するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第5号まで又は第11条第6号から第14号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 省略

付 則

(介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置)

第7条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第14条第1項の規定により、法第115条の4第5第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、平成27年4月1日から平成28年9月30日までの間に行わず、その翌日から行うものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第11条に1項を加える改正規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の第11条及び第13条の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第4号まで又は第11条第5号から第12号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 省略

付 則

介護予防・
日常生活支
援総合事業
に関する経
過措置の新
設

第5期事業計画期間と第6期事業計画期間の所得区分別介護保険料比較

旧区分	旧対象者	第5期事業計画期間			新区分	新対象者	第6期事業計画期間			上昇額 (年額)
		基準額に 対する比率	構成比	保険料年額			基準額に 対する比率	構成比	保険料年額	
第1段階	生活保護受給者又は老齢福祉年金受給者で、市民税非課税世帯	0.450	% 2.3	円 25,900	第1段階	次のいずれかに該当する者 ①生活保護受給者 ②世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者 ③世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下	※ 0.450	% 17.2	円 28,000	円 2,100
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下	0.450	14.7	25,900			第2段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額が80万円を超え、120万円以下	0.650	
特例第3段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額が80万円を超え、120万円以下	0.650	4.6	37,400	第3段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額が120万円を超える	0.750	4.9	46,800	3,600
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額が120万円を超える	0.750	4.4	43,200	第4段階	世帯に市民税課税者がいるが、本人が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下	0.875	16.0	54,600	4,200
特例第4段階	世帯に市民税課税者がいるが、本人が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下	0.875	17.0	50,400	第5段階 (基準額)	世帯に市民税課税者がいるが、本人が市民税非課税で、第4段階以外	1.000	9.2	62,400	4,800
第4段階 (基準額)	世帯に市民税課税者がいるが、本人が市民税非課税で、特例第4段階以外	1.000	9.3	57,600	第6段階	市民税本人課税者で、合計所得金額120万円未満	1.175	8.7	73,300	8,500
第5段階	市民税本人課税者で、合計所得金額125万円未満	1.125	8.4	64,800	第7段階	市民税本人課税者で、合計所得金額120万円以上125万円未満	1.275	0.7	79,500	14,700
第6段階	市民税本人課税者で、合計所得金額125万円以上190万円未満	1.250	10.6	72,000	第8段階	市民税本人課税者で、合計所得金額125万円以上190万円未満				
第7段階	市民税本人課税者で、合計所得金額190万円以上350万円未満	1.375	17.0	79,200	第9段階	市民税本人課税者で、合計所得金額190万円以上290万円未満	1.450	11.6	90,400	11,200
第8段階	市民税本人課税者で、合計所得金額350万円以上500万円未満	1.500	5.1	86,400	第10段階	市民税本人課税者で、合計所得金額290万円以上350万円未満	1.500	3.4	93,600	14,400
第9段階	市民税本人課税者で、合計所得金額500万円以上750万円未満	1.750	2.7	100,800	第11段階	市民税本人課税者で、合計所得金額350万円以上500万円未満	1.600	5.0	99,800	13,400
第10段階	市民税本人課税者で、合計所得金額750万円以上1,000万円未満	2.000	1.1	115,200	第12段階	市民税本人課税者で、合計所得金額500万円以上750万円未満	1.750	2.6	109,200	8,400
第11段階	市民税本人課税者で、合計所得金額1,000万円以上1,500万円未満	2.150	1.1	123,800	第13段階	市民税本人課税者で、合計所得金額750万円以上1,000万円未満	2.000	1.3	124,800	9,600
第12段階	市民税本人課税者で、合計所得金額1,500万円以上2,000万円未満	2.300	0.6	132,400	第14段階	市民税本人課税者で、合計所得金額1,000万円以上1,500万円未満	2.150	1.2	134,100	10,300
第13段階	市民税本人課税者で、合計所得金額2,000万円以上	2.450	1.1	141,100	第15段階	市民税本人課税者で、合計所得金額1,500万円以上2,000万円未満	2.300	0.4	143,500	11,100
						市民税本人課税者で、合計所得金額2,000万円以上	2.450	1.2	152,800	11,700

※第6期事業計画期間の第1段階については、公費負担割合(0.05)を差し引いた率。公費負担は、消費税財源を用いた社会保障の充実の一つとして実施され、第6期事業計画期間中に公費負担割合が変更になる場合は、率が変動する。